



議案第八十四号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部改正について

次のとおり、三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年十二月二十二日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾八年拾貳月廿五日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条中「から起算して十五日をこえない範囲内において」を「の属する月の」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。